

海外経済要録

米州諸国

◇米国、1966年第1四半期の国際収支

1966年第1四半期の国際収支は、総合収支において5.6億ドル(季節調整済み)の赤字となった。これは前期比2.1億ドルの悪化である。このような国際収支悪化の主因は、経常収支の黒字幅縮小(前期比2.3億ドル減)である。なお、資本収支は前期比改善をみたものの、昨年11月來自粛されていたカナダによる起債が再開され、その起債額が前期比2.3億ドルの大幅増加を示したことが目立った。

まず、経常収支面においては、投資収益収支の黒字幅増加(前期比3.0億ドル増)にもかかわらず、①輸入需要の拡大により貿易収支の黒字幅が縮小したこと(1.5億ドル減)、②ベトナム戦費の増大を主因に軍事支出が増加

したこと(0.6億ドル増)、③軍事贈与以外の政府贈与が増加したこと(2.0億ドル増)、などが原因となって前記のような黒字幅の縮小をみた。

一方、資本収支は対外直接投資の減少(1.0億ドル減)、米国政府資本の流出減(1.4億ドル減)、カナダ政府によるカナダ債の買い戻し(0.4億ドル)などかなりの改善をみたが上記のようなカナダの起債増加もあって、前期比1.7億ドルの改善にとどまった。

なお、公的準備ベースによる総合収支が、前期の11.6億ドルの赤字から本年第1四半期には2.5億ドルの赤字へと、著しい改善を示した。これは、米国内の短期金利上昇に伴い米国の対外民間流動債務のうち海外民間保有分が大幅に増加し、外国公的機関保有分が減少したことによる。

◇米国、定期預金の準備率引上げ等

連邦準備制度理事会は、6月27日、銀行信用および預金の増加をゆるやかにする目的から次の二つの措置を発表した。

1. 各加盟銀行の定期預金(貯蓄預金を除く)のうち、残高が500万ドルを越える部分に対する準備率を現行の4%から5%へ引き上げる(準備市銀行については7月14日、その他銀行については7月21日から適用)。
2. 無担保約束手形および類似の資金調達手段を準備預金制度および預金金利規制の対象に加える(1966年6月27日以降に発行されるものにつき9月1日より実施)。ただし、フェデラル・ファンド取引、銀行間貸借、買い戻し条件付の資産移転および資本調達のための金融債で、期間2年以上かつ預金債務の見返りとなっているものには適用されない。

米国の国際収支

(季節調整済み、単位・百万ドル、-は赤字)

	1965年					1966年
	年間	I	II	III	IV	I
経常収支	4,163	950	1,281	1,052	880	650
貿易収支	4,788	969	1,317	1,231	1,271	1,118
(輸出)	(26,276)	(5,625)	(6,798)	(6,826)	(7,027)	(7,121)
(輸入)	(-21,488)	(-4,656)	(-5,481)	(-5,595)	(-5,756)	(-6,003)
貿易外収支	2,196	643	732	540	254	390
うち(軍事支出)	(-2,881)	(-664)	(-701)	(-745)	(-771)	(-837)
観光収支	-1,188	-315	-291	-298	-284	-331
投資収益収支	4,255	1,188	-1,212	1,059	796	1,097
移転収支	-2,794	-662	-768	-719	-645	-858
米国民間資本	-5,089	-1,647	-946	-1,346	-1,150	-985
長期資本	-3,690	-1,605	-346	-827	-912	-888
短期資本	-4,451	-1,876	-758	-932	-885	-874
米国外政府資本	761	271	412	105	27	14
米国外政府資本(注)	-1,575	-367	-469	-268	-471	-336
誤差脱漏	176	325	-131	-251	233	239
A 総合収支(流動性ベース)	-429	0	-109	-240	-80	-228
B 総合収支(公的準備ベース)	-1,355	-697	226	-534	-350	-563
	-1,302	-618	238	236	-1,158	-245
(参考) (季節調整前)						
金準備増減(-)	-1,665	-832	-590	-124	-119	-68
外貨準備増減(-)	349	58	56	413	-178	-222
IMFゴールド・ トランシュ増減(-)	94	-68	466	-330	26	-134
対外流動債務増(-)減	-133	657	257	-965	-82	-346
うち対外公的機関 流動債務増(-)減	17	860	107	-253	-697	833
対外公的機関 一部非流動債務増(-)減	-97	23	15	22	-157	-29

(注) 対米流動資産投資を除く。

資料：米商務省“Survey of Current Business”1966年6月号。

◇米国、規程Qの一部改訂

連邦準備制度理事会は7月15日、複数満期(multiple maturities)(注)をもつ定期預金について、期間90日以上のもの最高金利を5%、90日未満を4%にそれぞれ引き下げ(従来はいずれも5.5%)、7月20日以後の新規預金につき実

施する旨を発表した。

- (注) 複数満期は連邦準備当局の定義によれば、
 (1) 預金者の選択によりあらかじめ定められた二つ以上の時点のいずれかにおいて引出し可能なもの、
 (2) 書面による通知により引出し可能なもの、
 (3) 自動更新条項のあるもの、
 をいう(これらは主として家計貯蓄の投資対象となるCDに付いている)。

連邦準備当局の発表によれば、本措置は金融機関の金利競争の行過ぎを抑制することをねらいとしたものである。なお、連邦準備当局は本措置発表と同時に、連邦準備制度、連邦預金保険会社および連邦住宅貸付銀行が、実情に即したキメの細かい金利規制を行なうような権限を付与されるよう議会に要請した。

◇米国、主要銀行プライム・レート引上げ

6月29日、ケミカル銀行はプライム・レートを5.5%から5.75%に引き上げ、6月30日より実施する旨発表した。1～2日遅れてほとんどの主要銀行が相次いで追随引上げを発表した。

今回の引上げに際して、ケミカル銀行のレンチャード会長は「銀行貸出に対する需要圧力が引き続き増大している情勢にかんがみこの際インフレ的な信用膨張を抑制するために引上げに踏み切った」旨述べた。

◇ニューヨーク連銀、買戻し条件付売オペ制度導入

ニューヨーク連銀は、7月12日「買戻し条件付の売オペ」制度を導入する旨ディーラーに通知し、その内容の説明を行なった。

オペの仕組の骨子は、ディーラーに対し売却実行日に売却価格(当日の市場実勢価格)および買戻し日を明示の上(売却予定額については発表する場合と発表しない場合とがある)、買戻し価格の入札を求め、その中から連銀が適当と認めるものについてオペレーションを行なう、というものである。

連銀の説明によれば、本制度を導入した直接のきっかけは航空ストによるフロート増大にあるが、考え方自体はかなり前からあったもので、同スト解決後も、一時的な資金余剰の調整手段として用いることもありうるとしている。

欧州およびアフリカ諸国

◇EEC、ケネディー・ラウンド交渉に関する諸決定

さる6月14日、EEC理事会はケネディー・ラウンド(関税一括引下げ交渉)に臨むEECの態度に関連して下記の諸決定を行なった。

(1) 域外共通関税の調整方針

EECの域外共通関税は、ローマ条約に基づき、原則として各加盟国の関税率(基準時1957年1月1日)の算術平均と定められているが、実際の接近措置は算術平均を20%下回る水準を暫定目標として進められてきた。今回の決定は、ケネディー・ラウンド交渉の本格化に備え、関税交渉にあたってEECが共通関税率を最終的に引き下げる可能性のある約500品目について、上記20%引きの目標関税率を1967年6月30日まで維持することを確認したものである。それ以降は、ケネディー・ラウンドにおける交渉の結果に従って共通関税を確定することとなっている(その場合現行の暫定的引下げ率20%は最終的引下げ率に含めて計算される)。

なお、ガット関税交渉において、関税引下げの対象としない「例外品目」(約750品目)については、上記20%引きの暫定目標は取り下げられ、算術平均による共通関税に戻すこととなっている。

(2) 世界穀物協定に対する態度

ケネディー・ラウンドの農産物交渉においては世界穀物協定の締結が中心課題となっている。EECは既に同協定に対する基本的態度を明らかにしているが(注)、今回、余剰穀物の取扱いについて、生産過剰の判定は各国の自給率をもって行なうことを確認し、EECの自給率を90%とすることを決定した。

(注) EECの基本的態度は次のようなものである。

- ①各国の農産物に対する保護措置を一定期間固定化する。
- ②保護措置を決定する基準として統一的な国際価格を設定する。
- ③各国は、自給率を定めることにより、自国市場の一部を他国に開放する。
- ④自給率を上回る生産過剰分の処理は、生産国が自己の負担において行なう。

◇EEC諸国東欧圏への進出活発化

最近、EEC諸国は東欧圏諸国への進出を活発化しており、この分野での各国間の競争は一段と激化している。これは販路拡張をねらうEEC諸国の積極的な動きに加え、東欧圏諸国の西側への歩み寄り傾向が強まったためとみられる。

最近目立った動きは次のとおりである。

(1) イタリアの対ソ化学プラント輸出

イ. 7月初め、Edison コンツェルン傘下のChâtillon社の使節団が訪ソし、1963年の化学技術協力協定の拡張を交渉した。同社はソ連に対し、既に合繊プラント2基を輸出している。

ロ. Snia Viscosa がソ連使節団を迎えて、硫化炭素プラントの輸出契約を締結、またパルプ・プラントの輸出も交渉中といわれている。同社はソ連に対し、既に化学繊維、セルロースなどのプラントを輸出している。

ハ. 最近 I R I 傘下の Cosider 社(鉄鋼プラントメーカー)が、対ソ輸出をねらって化学プラントの生産を開始する予定と伝えられている。

(2) イタリア自動車メーカーのポーランド進出

フィアット社は最近、1967年からポーランドで自動車の生産を開始する旨発表した(技術協定は昨年12月トリノで締結済み)。伝えられるところでは、同社はワルシャワ近郊の Zeran で年間35千台の生産を予定しているといわれ、1970年代にはポーランドの自動車市場は主としてイタリア車で占められることになるとみられている。ポーランドには従来、英国の Leyland 社がディーゼルモーター、シャーンなどを輸出していたが、外国企業が直接ポーランドで生産に乗り出すのはこれが最初である。

(3) フランスとソ連の自動車生産協定

フランス、ルノー社代表は6月初め訪ソし、ソ連自動車工業局代表との間で自動車生産協定を締結することに原則的一致をみた(その後ドゴール大統領が訪ソした際調印済み)。協定の内容はモスクワ近郊の「Moskowitch」工場を拡張し、協産体制によって、現在年間8~9万台の生産台数を30~35万台にまで増加するものとされている。工場拡大のための機械、設備(4~5億フラン)については、プジョー社ほか2、3の仏側企業が輸出する模様。

(4) 西ドイツの対東欧貿易促進措置

西ドイツでは従来、自国の対東欧輸出が国際競争の激化によって減少しつつあることが重視され、東欧諸国向け信用供与条件の改訂、東欧諸国からの輸入制限緩和の必要が叫ばれてきたが、最近徐々に一連の対策が講じられつつある。さる4月の対外経済規則の改正(東欧諸国からの輸入制限緩和——5月号「要録」参照)、5月の輸出金融強化(輸出金融会社(AKG)のC枠新設——6月号「要録」参照)、などのほか、新たに上記AKGのB枠(現行3億マルク)を増枠することが目下考慮中といわれる。

◇英国、一連のポンド防衛措置を発表

ウイルソン首相は7月20日、議会において、内需抑制、公共投資の繰延べ、海外支出の削減、賃金・物価の凍結等一連のポンド防衛措置を発表した。その概要次のとおり。

1. 内需抑制措置

(1) 賦払い信用規制の強化

イ. 頭金率の引上げ。自動車、モーターサイクル等については25%から40%に、家具については15%から20

%に、家庭用品については25%から33⅓%に引き上げる。

ロ. 賦払い信用期間の短縮。自動車、モーターサイクル等については、27か月から24か月に、家具については30か月から24か月に短縮する。

本措置による賦払い信用削減額は約160百万ポンドと推定されている。

(2) レギュレーターの発動

購買税率、酒・石油等に対する間接税率を10%引き上げる。これによる歳入増加額は150百万ポンドと見積られている。

(3) 郵便、電話料金の引上げ

郵便、電話料金を引上げ、20百万ポンドの収入増加をはかる。

(4) 直接税の増税

1965年度の付加税(Sur Tax)について、さらに10%の追加税(surcharge)を課し、26百万ポンドの歳入増加をはかる。

(5) 民間建築(住宅、工場を除く)規制の強化

民間建築について、承認を必要とする工事金額の最低限度を、従来の100千ポンドから50千ポンドに引き下げる。これにより、年間220百万ポンド(従来は180百万ポンド)相当の建築計画が規制の対象となる見込み。

(6) 事務所建築規制の導入

Wash 湾と Bristol 湾とを結ぶ線以南の地域において、3千平方フィートを越える規模の事務所を建築する場合は、許可を要することとする。

2. 公共投資の繰延べ

1967~68年の公共投資については、政府、地方公共団体分55百万ポンド、国有企業分95百万ポンド、計150百万ポンドを繰延べする。

3. 海外支出の削減

(1) 政府海外支出の削減

政府海外支出(軍事ならびに一般支出)、軍事・経済援助を100百万ポンド削減する。また、西ドイツ駐留英軍による外貨支出(現在、年間90百万ポンド)を削減することを西ドイツ政府と交渉する。

(2) 渡航外貨に関する規制強化

きたる11月1日より、スターリング地域外への個人の休暇渡航費(交通費を除く)の限度額を1人当たり年間50ポンド(従来250ポンド)に削減する。7月21日より11月1日までの間についても、既に契約済みの渡航者を除き、ほぼ同じ効果をもつような措置を講じる。

(3) 移民の持出し外貨制限の強化

移民の持出し外貨は、これまで1人当たり5,000ポ

ドまでは公的為替相場、残余は証券ボンド市場を通じて調達することとなっているが、今後は5,000ポンドを越える残余の部分については投資通貨市場(investment currency market)を通じて調達することに改める。

(4) 非居住者に対する現金贈与の規制強化

スターリング地域外の居住者に対する現金贈与の限度額を、現在の年間250ポンドから50ポンドにまで削減する。

なお、上記(1)～(4)の各措置(西ドイツ駐留軍関係を除く)による国際収支赤字幅の削減額は150百万ポンドと見積られている

4. 賃金、配当、物価の凍結

賃金、俸給、その他の所得を6か月間据え置き、さらにその後の6か月もきびしく抑制するよう要請する。現在予定されている賃上げも、今後6か月間は実施しないよう要請する。

配当についても、今後1年間据え置くよう要請する。

すべての物品とサービスの価格についても、今後1年間据え置くよう要請する。ただし、輸入原材料価格の上昇、季節的要因、増税など政府の措置により、値上げが必要となったものは例外とする。

なお、上記各凍結措置については、特に法的措置は講じないが、企業は賃金、給与の内容を前年実績対比のうえ、公表するよう要請する。

◇英国、公定歩合引上げなど金融引締め強化

英蘭銀行は、7月14日、国内の金融引締めを強化するとともに海外の高金利に対処することによりポンドへの圧迫を緩和するため、公定歩合を6%から7%に引き上げ、同時に特別預金の積立率をロンドン手形交換所加盟銀行については1%から2%に、またスコットランド系銀行については、 $\frac{1}{2}$ %から1%に引き上げた。積立ての期限は、半額が7月20日、残余の半額が8月17日とされており、また積立増加総額は95百万ポンド(ロンドン手形交換所加盟銀行が90百万ポンド、スコットランド系銀行が5百万ポンド)となっている。

なお、カラハン蔵相は、7月12日、市中金融機関の民間部門に対する貸出抑制措置(3月号「要録」参照)を明年3月まで継続実施し、その後も必要に応じてさらに延長する方針であること、および今秋以降選択的雇用税の徴収に伴い企業金融のひっ迫が予想されるが、その際にも同措置の手直しを講じる意思のないことを明らかにした。

◇英国、鉄鋼国有化法案の議会提出

英国政府は、7月1日、鉄鋼国有化法案(Iron and Steel Bill)を議会に提出した。同法案は、昨年4月に発表された鉄鋼国有化白書(40年5月号「要録」参照)に基づくもので、その概要次のとおり。

(1) 全鉄鋼生産の90%を占める主要14社(うち1社は既に国有化済み)を国有化する。

(2) 14社の株式、社債保有者に対しては国債の交付により補償を行なう。補償価格は1961年4月以降1966年4月までの61か月間、または1965年11月から1966年4月までの6か月間の平均相場のいずれか高い相場とする。

(3) 鉄鋼公社(National Steel Corporation)を設置し、同公社が国有会社の持ち株会社として必要な管理を行なう。

◇英蘭銀行の overnight loan

英蘭銀行は、6月30日、割引商社に対し初めて overnightの貸出を行なった(英蘭銀行の貸出期間は通常1週間)。今回の措置は、同日が半期末に当たり銀行がウインドウ・ドレッシングのためコール・ローンを大量に引き揚げ、市場がきわめて窮屈となることに対処したものであるが、翌日には資金が還流して市場が緩和することが予想されていたこと、また大蔵省証券の買入れによる市場操作も事務が煩瑣である、などの理由から採られた措置とみられている。

◇西ドイツ、66年度連邦予算の成立

66年度連邦予算は6月23日に成立した。昨年末、財政緊縮化の必要が強く叫ばれてきただけに、政府原案は軍事費を中心に3億マルク削減され、予算規模は689億マルクとなった。この予算規模は、前年度の当初予算に比し7.5%増(前年度当初予算の前々年度比は10%増)、同実績に比し4.5%増となり、増加率は若干ながら押えられることとなった。

一方、特に放漫財政の批判が集中していた州予算(計画)についてみると、66年度予算規模は一応569億マルクと前年度実績比6.5%の増加(前年度9%)に押えられているが、削減の度合いは連邦予算の場合に比べると少ない。このため、州財政に対する各界の警戒心はいぜん強いものがあるが、目下議会で審議中の「景気安定化法」(7月号「要録」参照)が大幅な修正なしに成立すれば、問題はかなり軽減されるとして、同法の制定を強く支援する向きが増加している。

西ドイツ1966年度連邦予算

	1966年度予算	政府原案 (億マルク)
1. 予算規模	689.1	691.5
一般会計	684.7	677.8
特別会計	4.4	13.7
2. 前年度からの繰越	16.7	16.7
3. 66年度予算規模(1-2)	672.4	674.9
歳入	672.4	674.9
一般会計	668.1	661.2
租税	637.0	631.5
硬貨鑄造	1.7	1.7
その他	29.4	28.0
特別会計(注)	4.4	13.7
歳出	672.4	674.9
現金支出	660.0	662.7
債務償還	12.2	12.2
金融市場債務償還	4.5	4.5
援助資金、B I S 債務償還	5.3	5.3
その他	2.3	2.3

(注) 全額を国債発行により調達。

西ドイツ1966年度州予算案

	1966年度 予算案 (億マルク)	1965年度 実績比増加 (%)
1. 予算規模	568.5	+ 6.5
2. 連邦政府の特別交付金 および貸付金	62.5	+ 4.1
3. 純予算規模(1-2)	506.0	+ 6.8

◇西ドイツ、市中預金最高金利の引上げ

5月27日の公定歩合引上げ(4→5%)に伴い、市中預金最高金利の引上げが問題になっていたが、連邦信用制度監督局はこのほど、「金利調整令(1965年2月5日)」に基づいて、ブンデスバンクの同意を得、金融機関の頭取集会の意見を聴取したうえで下記のごとく引上げを決定、7月1日以降実施する旨発表した。

今回の引上げで注目すべきことは次の3点である。

(1) 期間3か月以上で、金額1百万マルク以上の定期および貯蓄預金金利を「金利調整令」の規制対象外とし、自由化したこと、

(2) 法定告知期間(3か月)および12か月未満の約定告知期間の貯蓄預金金利(いわゆる Spareckzins)を $\frac{3}{4}\%$ 引上げ同一期間の定期性預金金利(引上げ幅 $\frac{1}{2}\%$)よりも優遇したこと、

(3) 当座預金金利を $\frac{3}{4}\%$ から $\frac{1}{2}\%$ に引き上げたこと、

第1点は、昨年3月に預入期間2年半以上の預金が規

制対象外とされたのに引き続き、預金金利自由化の方向を一段と進めたものである。第2点は、貯蓄金庫系統機関の強い要望に押し切られたものとみられ、第3点は、最近企業の営業性預金が高利を求めて金融機関外へ流出する傾向(特に企業間直接融資)が強まってきているのに対処して採られたものである。

西ドイツの市中預金最高金利

(7月1日以降)

	新レート (%)	旧レート (%)	引上げ幅 (%)
I 当座預金	$\frac{1}{2}$	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$
II 通知預金			
引出し告知期間が			
(1) 1か月以上3か月未満のもの	3	2 $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
(2) 3か月々6か月々	3 $\frac{1}{2}$	3	$\frac{1}{2}$
(3) 6か月々12か月々	4 $\frac{1}{4}$	3 $\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$
(4) 12か月以上のもの	5 $\frac{1}{4}$	4 $\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$
III 定期預金			
(1) 30日以上89日までのもの	3	2 $\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
(2) 90日々179日々	3 $\frac{1}{2}$	3	$\frac{1}{2}$
(3) 180日々359日々	4 $\frac{1}{4}$	3 $\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$
(4) 360日以上のもの	5 $\frac{1}{4}$	4 $\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$
IV 貯蓄預金			
(1) 法定告知期間のものおよび12か月未満の約定告知期間のもの			
イ. 自然人および公益慈善教会の事業を行なう法人の預金	4 $\frac{1}{2}$	3 $\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$
ロ. その他の法人および人的会社の預金	4	3 $\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$
同上、ただし16か月以上の据置期間のあるもの	4 $\frac{1}{2}$	3 $\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$
(2) 12か月以上の約定告知期間のもの	5 $\frac{1}{2}$	5	$\frac{1}{2}$

なお、中小金融機関の特恵金利(上記最高限に上積みすることが認められる)は $\frac{1}{8}\sim\frac{1}{2}\%$ 。

◇西ドイツ、証券取引所制度改正の動き

経済省はこのほど、証券取引所制度を大幅に改正する意向を明らかにした。そのねらいは証券取引所の地位を高め、株式取引を魅力あるものにし、小株主に対しても株式市場の動きを把握しやすいものとするかたわら、国際的にも西ドイツ証券取引所に対する関心を高めようとする点にある。主要改正点は次のとおり。

(1) 取引所内取引の原則化。現在はブローカーたる銀行が顧客から注文を受けた場合、売買相殺後の差額(全取引の30%とみられている)だけを取引所につなぐことが一般化しており、そのかぎりにおいて証券取引所の機能が縮小されている。また同様の趣旨から、金融機関相互間の場外取引(Pakethandel, Immissiengeschäfte 等いわゆる)を禁止する方向を打出す。

(2) 出来高の公表。取引所に対し、毎日の出来高の公表を義務づける(現在、取引所は主要33銘柄の出来高だけを自主的に発表している)。

(3) 営業報告書の作成。取引所に対し、半年毎に営業報告書を作成し、同報告書に取引高、利益、主要取引についての説明等を織り込むことを義務づける。

(4) 相場の呼称変更。現在は額面金額を100とした場合の時価を相場(%呼称)としているが、これを諸外国の例にならって時価(マルク呼称)で呼称する方式(Stücknotiz)にあらためる。

◇フランス、1967年度一般予算の大綱を決定

フランス政府は、7月13日の閣議において、下記のとおり明年度一般予算の大綱を決定した。それによれば、一般予算の支出規模は本年度比10.8%増とかなりの拡大(本年度増加率6.56%)となっており、一般民生費の増大(+9.7%)のほか財政投資の大幅増加(+23.9%)が特徴的である。

本予算案は、財政支出の増加率が国民総生産の拡大テンポにはほぼ見合っていた従来の予算とは異なり、国民総生産の増加見込み(7.9%)をかなり上回る支出規模となっている。これについてドブレ蔵相は、「本予算案は景気浮揚の色彩を織り込んだものであるが、他方従来からの健全財政の基本方針をくずすものではない」と説明している。しかし、今後決定される融資予算の規模によっては、本年までの超均衡財政の建前がくずれる可能性もあり、その成行きが注目されている。

1967年度(暦年)一般予算大綱

(単位・億フラン)

	1967年	1966年	増加率(%)
一般民生費	728	664	+ 9.7
財政投資	156	126	+ 23.9
軍事費	235	220	+ 6.8
支出計	1,119	1,010	+ 10.8
収入計	1,148	1,047	+ 9.6
収支尻	29	37	

◇スイス、GATTに正式加盟

スイスは6月30日、GATT加盟に関する国内批准を終え、正式加盟国となった。これは1958年11月22日にGATTのオブザーバーとなって以来8年目のことである。スイス各界は、今回の決定を一様に好感しており、従来問題があった農業界も、正式加盟によって受ける打撃より、輸出増を通じて享受する利益の方が大きいとの積極的見解を表明している。

◇オランダ、市中貸出規制の変更

オランダ中央銀行は6月29日、市中銀行との間で市中短期貸出規制措置の変更に関する協定を締結した。主な修正は次の点である。

(1) 市中銀行が貸出規制限度枠を3か月間連続して、ないしは半年のうち4か月にわたって超過し、かつ超過額が1965年同期の超過額を上回った場合、中央銀行は市中銀行に対し懲罰の意味で徴求する無利子中央銀行預金を増額することができる。

(2) 中央銀行は市中銀行に対し上記無利子中央銀行預金を積立期間内に常時積立てることを要求できる。

上記措置は、最近市中貸出が急増し、中央銀行の規制限度枠を超過する金融機関が多くなったため、金融引締め政策の効果が減殺されるのを防止するために採られたものである。

◇スウェーデン、資本利得課税の改正

6月中旬、資本利得課税の改正法が国民議会を通過した(実施は7月1日)。同改正法の主たる内容は次のとおり。

株式ないし類似証券を取得後5年以後に売却した場合、資本利得の10%を課税対象所得に算入する(従来は免税)。ただし、5年以内の場合は従来どおり(1~2年の場合全利得額の100%、2~3年の場合75%、3~4年50%、4~5年25%を課税対象所得に算入)とする。

なお、売却損が発生した際には、5年以上の場合でも、全利得額から損失額を控除することが認められる。

上記の措置は、増税(年間約1億クローネの増収といわれる)によって最近の景気過熱傾向に対処せんとするものであるが、かかる措置に投資家層はもとより一般企業からは、株式取引を萎縮させ、ひいては投資の縮小を招くものであるとの強い反対がみられる。

もっとも政府は、かかる増税措置を採る一方、株式発行に関する現在のAnnell法(1961~70年間に株式を発行した企業に対し、配当額の4%を課税対象法人所得から控除することを認めたもの。有効期間6年)を緩和す

る(控除率を5%とし、適用期間を10年に引き上げる)措置や、企業合併に備えて各期利益のうちから一種の無税準備金の創設を認める措置などを考慮中で、これらが実施されれば、投資に悪影響はない旨を強調している。

◇フィンランドの増税措置

政府(注)は6月中旬、下記内容の増税案を議会に上提した。

- (1) 自動車税を50%、揮発油税、ディーゼル油税を1ℓ当たりそれぞれ5ペニ、3.5ペニ引き上げる。これにより85百万マルカ(1米ドル=3.2マルカ)の増収をはかる。
- (2) 取引高税を10~11%引上げ、100百万マルカの増収をはかる。

上記の措置は、最近の景気過熱傾向にかんがみ、財政赤字の削減を意図して採られたものである。

(注) R. Paasio 現内閣は、社民党がさる3月の議会選挙の結果第1党を確保したことによって5月27日発足したもので、4党の連立内閣である。

与 党	閣僚数	議席数
Social Democrats	6	55(38)
Centre Parts	5	49(53)
Peoples Democrats	3	41(47)
Social Democratic League	1	7(2)
	15人	152
		(全議員数 200人)

◇南アフリカ、公定歩合引上げ

南アフリカ準備銀行は、7月8日、国内景況の過熱化に対処して公定歩合を5%から6%に引き上げた。同時に政府は、貯蓄増強によって過剰需要を抑制するため、従来預金金利に対し設けられていた最高限度規制を撤廃し、かつ郵便貯金および国民貯蓄債券の金利を引き上げること、および一部の商品に対する輸入規制を緩和することを発表した。

ア ジ ア 諸 国

◇アジア開発銀行設立第3回準備委員会の開催

アジア開発銀行設立のための第3回準備委員会は、6月27日から7月1日にわたりマニラで開催された。

同委員会では、主としてフィリピンにおける同行の法的地位、同行職員に対するフィリピン政府の特権付与、課税免除などの取扱いが検討されたほか、①第4回準備委員会をきたる8月29日~9月1日に開くこと、②創立総会を本年10月17日~19日に開催すること、③開行式(業務開始)を12月1日に行なうこと、などが決定された。

◇フィリピン中央銀行、再割枠の改訂等を実施

フィリピン中央銀行は、同国経済の拡大に伴い、このほど従来商業銀行の商業、不動産および消費関係貸出についての貸出制限(1956年末残高以下に制限)を撤廃、これと同時に次のとおり再割枠の拡大、再割適格手形の担保掛け目の新設等を決定、6月27日から実施した。

(1) 中央銀行の商業銀行に対する再割枠は、本年3月末現在における資本勘定残高(基準残高)の135%(従来125%)に拡大する。このうち、①基準残高の110%については、生産金融ならびに商業金融のための再割枠とし、割引金利はいずれも公定歩合、年利4.75%、(従来、生産金融、商業金融ともに再割枠は基準残高の50%ずつ)、②その残りの基準残高の25%については、従来どおり、米・とうもろこしの生産・販売関係のための再割枠とし、割引金利は優遇金利(年利3%)を適用する(ただし、この種の再割総額は2億ペンを越えないこと)。

(2) 一方、商業銀行に対する再割適格手形については、貸出第1順位(注)に属するもののみとし、さらに従来すべて100%であった担保掛け目を改め、重要度に応じて80%、65%、50%の掛け目を設ける。

今回の措置は、商業銀行の貸出制限を撤廃し、再割枠を拡大(約84百万ペソの拡大)する一方、投機資金などへの流用を避けるために不動産、消費関係についての再割引を認めず、さらに資金の用途別重要度に応じて担保掛け目にランクを設けることによって、中央銀行信用の適正産業への配分を確保することをねらったものである。

(注) 貸出第1順位には①農林水産品・工業製品の生産、②基礎産業部門のプロジェクト、③輸出関係資金④資材輸入資金、⑤以上関連の販売資金等が含まれており、一方第2順位としては第1順位に属さない、①不動産関係資金、②消費、③その他非生産的、投機資金等があげられている。

◇マレーシア、通貨委員会の通貨発行権限を延長

マレーシア、シンガポール、ブルネイ3か国で構成されている通貨委員会は、6月11日、同委員会の3か国共同通貨発行権限を明年6月12日まで1か年間延長するとともに、その通貨発行業務をとりあえず本年12月12日まで6か月間延長することを決定した。

マレーシア、シンガポール、ブルネイ3か国では、これまでマラヤ・英領ボルネオ通貨協定(1950年締結)に基づき通貨委員会の発行する共通通貨(マラヤ・ドル)が使用されていたが、1963年マレーシア連邦成立後、マレーシア政府は通貨委員会の通貨発行権をマレーシア中央銀行に移管する旨を通告(1964年12月12日)、この通告は本年6月12日に発効することとなっていた。しかしなが

資が行なわれたため、その変更は行なわれず、今回の措置は6年ぶりのものである。

共産圏諸国

◇モンゴル、第3次5か年計画の実績と第4次5か年計画の主要目標を公表

モンゴルでは、6月に第15回党大会が開かれ、昨年末終了した経済発展第3次5か年計画の実績が発表されるとともに、本年を初年度とする第4次5か年計画が採択された。発表の骨子次のとおり。

1. 第3次5か年計画(1961~65年)の実績

(1) 「国民所得」(わが国の総供給に近い概念)：1960年比へ65年は30%(年率換算5.4%)の増加(計画では60%年率9.9%増)。

(2) 農業生産：60年実績に比べ65年は20%の増産(計画では80%増)。

イ. 畜産業—65年末の家畜飼育頭数は23.8百万頭と60年末比15.4%増で、計画目標(11%増)を90万頭方超過達成。

ロ. 耕種農業—65年現在の播種面積は60年比8割方増加したものの、計画目標(2.8倍)にはほど遠く、このため穀物生産高は65年に30万トン(60年26万トン)と当初目標(51万トン)の6割達成にとどまった。

(3) 工業生産：65年の工業生産高は、野心的な当初目標(60年の2.1倍)はもとより、64年末発表の修正目標(同70%増)をも達成できず、60年比へ65%(年率10.5%)の増加にとどまった。主要品目では60年比へ、電力2.3倍、石炭60%増、毛織物3.2倍、皮ぐつ55%増(次表参照)。

このように、第3次計画の実績が、計画目標を大きく下回った理由としては、①対中共関係の悪化に伴い63年秋以降、中共が援助を中止し中国人労働者(12千人)を引き揚げたため、特に計画後半期に労働力の不足が深刻化したこと、②中ソ貿易の縮小によってウランバートル国際鉄道の通過貨物が激減し、同国にとって大きな外貨収入源である運賃収入が大幅に減少した結果、資本財、原材料等の輸入に支障をきたしたことがあげられてい

る。

2. 第4次5か年計画(1966~70年)の主要目標

(1) 国民所得：65年比へ70年には30%(年率換算5.4%)増とする(注)。

(2) 農業生産：同じく5年後に38~40%(同6.7~7%)方増産する。

イ. 畜産業—耐寒性の強い細毛種めん羊の普及に重点をおき、70年の家畜飼育頭数を65年より7~9%方ふやし、25~26百万頭とする。

ロ. 耕種農業—穀物を同じく32~40%方増産し40~42万トンとする。これがため、播種面積を25%方拡張するとともに、労働生産性の向上をはかる。

(3) 工業生産：70年の総生産高を65年より70~80%(年率11.2~12.5%)方引き上げる。このため、建設が遅延しているダルハン工業地区の各プロジェクトの完成に主力を注ぐ。主要品目の増産目標を次表のようにする。

品 目	単 位	1965年実績	1970年目標
電 力	百万KWH	242	430~ 460
石 炭	千 ト ン	990	2,000~2,050
毛 織 物	千 m ²	739	1,150~1,250
皮 ぐ つ	百 万 足	1.4	2.0~ 2.1

(注) 農工業の増産目標が、前計画の実績よりかなり高いにもかかわらず、「国民所得」の成長目標が前計画の実績並みに据え置かれているのは、同国経済に大きな比重をもつ外国貿易の伸びが通期17%(年率3.2%)と、多くを期待できない事情によるものといわれる。

以上のように今次計画は、その目標が第3次計画の実績からみてまず無理のないところであり、資金面でも既にソ連から援助(通期6.6億ルーブル)の約束を取り付けているので、一応現実的計画と推察される。ただし、①遊牧に慣れた労働力を工業に吸収することが困難で、熟練工を中心とした労働力の不足を容易に解消しえないとみられること、②気象条件が苛烈で、畜産、農耕とも天候に大きく左右されること、など深刻な問題を抱えているので、その前途は必ずしも楽観できないとみられるが、いずれにせよ、同国が他のコメコン諸国同様従来のような野心的な計画方式をやめて、実情に適合した地道な経済建設を進めようとしていることが看取される。